

# 第5回郡山市新型インフルエンザ等対策本部会議

## 次 第

日 時：令和2年4月20日（月）20：00～

場 所：特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための福島県における緊急事態措置について
- (2) その他

4 閉 会

別 紙

【会議概要】

- 参集者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、  
関係部局長、郡山地方広域消防組合消防本部消防長

1 開会

(総務部長)

本日の会議は、福島県知事の記者会見において、緊急事態措置が発表された  
ことを受けて開催する会議である。

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための福島県における緊急事態措置  
について

- ・ 保健福祉部長

(別添資料に基づき説明)

区域は、福島県全域、期間は4月16日(木)から5月6日(水)まで

※施設の使用制限及びイベントの開催自粛は4月21日(火)0時から5  
月6日(水)まで

実施内容について説明(詳細は資料記載のとおり)

- (1) 外出自粛要請(特措法第45条第1項)

- (2) 施設の使用制限の協力要請等

- (ア) 基本的に休止を要請しない施設

※適切な感染防止の協力を要請(特措法第24条第9項)

- ① 社会生活を維持する上で必要な施設

- ② 社会福祉施設等

- (イ) 基本的に休止を要請する施設

- ① 特措法による協力要請を行う施設

- ② 特措法による協力要請を行う施設

(床面積合計1,000㎡超)

- ③ 特措法によらない協力依頼を行う施設

(床面積合計1,000㎡以下)

- (3) イベントの開催自粛の協力要請(特措法第24条第9項)

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催自粛の  
協力を要請

福島県では、「福島県緊急事態措置コールセンター」を設置する。  
設置時期は本日、4月20日（月）  
開設時間は、平日9時から18時まで  
受付方法は、専用電話（電話番号：024-521-8643）

福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針の改正点を説明

1 現在の状況、3（3）まん延防止、（6）その他のウ 関係機関との連携の推進が一部改正されていること及び（別添）として緊急事態宣言時に継続が求められる事業者についての記載があることを説明した。

（その他、福島県知事の記者会見の概要についても紹介）

- ・ 総務部長

福島県知事の記者会見の中で触れられた神奈川県の新規新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金にかかる別添資料について説明。

※福島県では神奈川県方式を軸に検討を進めている。

- ・ 市長

福島県緊急事態措置コールセンターの専用電話については、間違いなく案内してほしい。

報道等にあるように、ステイホームは良いが、DVの問題が危惧される。

児童相談所との連携を図り、GWも相談対応窓口として、こども部、教育委員会の相談体制を確立しておいてほしい。

前日も申し上げたが、「ステイホーム」の趣旨を十分に伝えてほしい。

先生方も出勤される際、事故が無いようお願いしたい。

児童、生徒が罹患しないよう、それぞれの立場で尽力してほしい。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 福島県における緊急事態措置

福島県

# 福島県緊急事態措置の概要

1. 区域 福島県全域

2. 期間 令和2年4月16日（木）から令和2年5月6日（水）  
※施設の使用制限及びイベントの開催自粛は4月21日（火）  
0時から令和2年5月6日（水）まで

3. 実施内容

(1)外出自粛の要請

(2)施設の使用制限の協力要請 等

(ア)基本的に休止を要請しない施設

(イ)基本的に休止を要請する施設

(3)イベントの開催自粛の協力要請

# (1)外出自粛要請(特措法第45条第1項)

- ア 県民に対し、不要・不急の外出の自粛を要請
- イ 特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請
- ウ 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛を要請

**【不要・不急の外出に該当しない場合】** ※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

生活の維持に必要な以下の場合等

- 物資調達・・・生活必需品(食料品、日用品、医薬品等)の買い出し
- 健康維持・・・医療機関への通院、散歩・運動
- 仕事・・・・・・職場への出勤
  - ⇒ただし、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の取組みを強く要請
  - 感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請
- その他・・・・銀行、役所など

**【都道府県をまたいだ移動(例)】**

- 不要不急の帰省や旅行

# 2 施設の使用制限の協力要請等

(ア) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)

## ① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

## ② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

## (イ) 基本的に休止を要請する施設

### ① 特措法による協力要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等	施設の使用制限等の協力要請 (特措法第24条第9項)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。) (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園は4月17日(金)に要請済み)	

② 特措法による協力要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の協力要請 (特措法第24条第9項)
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼  床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨を考慮し、適切な対応について協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	

# 参考「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保
	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やテレビ会議を利用)
	・執務室の配置変更(座席間隔や同時利用の制限)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員(出入り業者を含む。)のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
	・窓口業務等における工夫(仕切り等の設置)
稼働時における感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車、自転車、徒歩等による出勤の推進)
	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やテレビ会議などを活用)

### 3 イベントの開催自粛の協力要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催自粛の協力を要請

#### 【自粛の協力を要請する内容】

- 開催規模：大小を問わない
- 場所：屋内、屋外を問わない
- 種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

#### （具体例）

文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、  
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

# 福島県緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

## 【コールセンターの概要】

名称: **福島県緊急事態措置コールセンター**

設置時期: **令和2年4月20日(月)**

開設時間: **平日9時～18時**  
**※4月20日に限り18時～21時も実施**

受付方法: **専用電話**

**受付電話番号: 024-521-8643**

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

掲載日：2020年4月17日

このページでは、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金に関する情報をご案内しています。

## 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、県の要請や依頼に応じて、休業や営業時間の短縮に御協力いただいた中小企業、個人事業主（以下、「事業者」といいます。）の皆様に対し、協力金を交付いたします。

## 2 交付額

### 飲食店以外の場合

県からの休業要請に応じて、県内の事業所を休業している事業者で、

- (1)休業している県内の事業所全てが自己所有の事業者 10万円
- (2)休業している県内の事業所のうち、賃借している事業所が1カ所の事業者 20万円
- (3)休業している県内の事業所のうち、賃借している事業所が2カ所以上の事業者 30万円

### 飲食店の場合

県からの営業時間の短縮要請に応じて、県内の事業所で営業時間を短縮している事業者 10万円

## 3 交付要件等

- 神奈川県緊急事態措置により、施設の使用停止や営業時間の短縮要請を受けた事業者であること。
- 県内にある事業所で休業や営業時間の短縮に協力いただいていること。
- 令和2年4月10日以前に開業しており、営業の実態があること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

## 4 注意事項

この協力金は、令和2年4月補正予算が神奈川県議会で可決された場合にのみ実施するものとします。

## 5 よくあるお問い合わせ（4月17日 18時時点）

### 営業休止要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？

次のページでご確認ください。

[神奈川県緊急事態措置対象施設一覧](#)

[お問い合わせの多い施設](#)

### 社団法人や財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）は対象となりますか？

対象となります。

### 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

夜10時まで営業していた店舗が、酒類の提供は夜7時までとし、夜8時までの営業に短縮するなど、朝5時から夜8時までの営業に短縮した場合に対象となります。

### 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？

店内飲食の営業時間を短縮して、酒類の提供は夜7時までとし、夜8時から朝5時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

### 休業をお願いしている商業施設のうち、100平方メートル以下の広さの場合は営業可能となつていますが、休業した場合には支給対象となりますか？

生活に必要な商品やサービスを提供する店舗以外の店舗や事業所は、原則として休業をお願いしています。従って、100平方メートル以下であっても、休業した場合は対象となります。

### 生活必需品を取扱う施設とは具体的に何ですか？

次の「お問い合わせの多い施設」のページの「3 社会生活を維持するうえで必要な施設」の「生活必需物資販売施設」をご確認ください。

#### お問い合わせの多い施設

### 百貨店にテナントとして入居していますが、支給対象となりますか？

テナントとして入居している事業者で、休業あるいは営業時間短縮の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていれば支給対象となります。

### 賃料が月額10万円未満でも10万円がもらえますか？

支給いたします。

### 宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、支給対象となりますか？

宴会場を閉めているので、対象となります。

### 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

### まだ事業を始めたばかりですが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

緊急事態措置期間開始より前（2020年4月10日以前）の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

## 7 お問い合わせ先

中小企業支援課中小企業支援グループ

【県民の皆様からのお問い合わせ先】

神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 電話045-285-0536

このページに関するお問い合わせ先

**[産業労働局 中小企業部中小企業支援課](#)**

[産業労働局中小企業部中小企業支援課へのお問い合わせフォーム](#)

中小企業支援グループ

このページの所管所属は[産業労働局 中小企業部中小企業支援課](#)です。

# 福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針

令和2年3月31日

令和2年4月17日改正

令和2年4月20日改正

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

3月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に基づく基本的対処方針を定め、更に4月7日、4月11日、4月16日にそれぞれ改正されたことから、今後講じるべき対策について下記により県の基本方針を定める。

## 記

### 1 現在の状況

国内では感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制のひっ迫など、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況にあることから、令和2年4月7日に政府新型コロナウイルス感染症対策本部長（内閣総理大臣）は、法第32条第1項に基づき緊急事態宣言を行い、緊急事態措置を実施すべき区域として東京都ほか6府県を指定した。

また、令和2年4月11日には、法第24条第9項に基づき、特定都道府県（緊急事態の対象区域に属する都道府県）以外の都道府県に対して、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く促すこととされたところである。

更に、全国的に感染拡大が続く中、政府新型コロナウイルス感染症対策本部長は、これまでの施策をさらに加速させ、接触機会の低減に徹底的に取り組むことで、事態を収束に向かわせるため、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指し、令和2年4月16日から令和2年5月6日までを期限として本県を含む全都道府県に緊急事態措置の対象地域を拡大した。

本県でもいつ大規模な流行が発生するか分からない状況にあることから、接触機会の低減を徹底し、県内の感染拡大を抑えて事態を収束に向かわせるため、県民及び県内事業者等に理解と協力を求め、外出自粛の要請、施設の利用制限の要請など、緊急事態措置の実施及び県内の感染拡大を抑えるための対策を講じることが重要である。

## 2 全般的な方針

- 情報提供・共有及びまん延防止策により、県内において患者間の関連が認められた集団（以下「クラスター」という。）等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

## 3 対策実施に関する重要事項

### (1) 情報提供・共有

- ア 県は、県民に対して、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供と呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
- ・ 国内外及び県内発生状況や県の対策に関する情報提供
  - ・ 手洗い、咳エチケット等の徹底、体調不良が見られた場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛や、感染リスクを下げるための受診行動等、県民一人一人がとるべき行動についての呼びかけ
  - ・ 感染者及び濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ
  - ・ 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の三つの密（以下「三つの密」という。）を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
  - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
  - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
  - ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は国として実施しないことを周知し、落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- イ 県は、国との情報連携により、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用するなど、様々な手段により県民に対して地域の感染状況に応じた情報提供、注意喚起を迅速かつ積極的に行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ア 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出による疑似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合積極的に検査を実施する。
- イ 県は、中核市と連携し、衛生研究所、保健所及び民間の検査機関等の検査体制の強化を図るとともに、関係機関による会議体によりPCR検査の実施体制の把握・調整等を行う。
- ウ 県は、中核市と連携し、引き続き感染症発生動向調査を実施するとともに、市町村とも協力し、学校等での集団発生の把握の強化を図る。

## (3) まん延防止

- ア 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。
- イ 県は、まん延の防止に関する措置として、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指し、国の基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、期間、区域を示した上で、まずは、法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行う。その際、外出の自粛の対象とならない外出の具体例として、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すことで、県民に理解を促すとともに、冷静な対応を求めることとする。
- ウ 県は、法第24条第9項及び法第45条第2項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。県が、法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請

を行い、また、県による法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、県は、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を国が行うことから、参考にしていく。

- エ 県は、法第45条第2項に基づき要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- オ 県は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出していくこととする。
- カ 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図っていく。
- キ 県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。  
緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧に説明する。なお、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき政府対策本部と密接に情報共有していく。
- ク 県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、国と協力しつつ、県民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、県民に冷静な対応を促していく。
- ケ 県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう県民に促していく。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、県民に協力を要請していく。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求めていくこととする。
- コ 県は、外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については、年齢等を問わず、強く自粛するよう促していく。

- サ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、県は、まずは在宅勤務（テレワーク）や、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進していく。
- 指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っていることを踏まえて、県は、取組の更なる強化を促す。
- また、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すために、周知・広報に努めていく。
- シ 県は、県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策と「三つの密」を避けるために必要な対策を講じた上で、業務の継続を要請していく。なお、県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、県民生活・県民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意することとする。なお、事業の例示は、最後のページに別添として示してある。
- ス 県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努めることとする。
- セ 県は、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行うこととする。
- ソ 県は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促していくこととする。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を利用者へ呼び掛けるよう、県としても広報・周知に努めていくこととする。
- タ 県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- チ 県は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行うこととする。また、県は、クラスター発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努める。
- ツ 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地

域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有していく。なお、臨時休業中の場合であっても同様とする。

- テ 県は、国が示した「保育所や放課後児童クラブ等の保育の縮小や臨時休園等について」の考え方にに基づき、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど、保育等の提供を縮小して実施することについて呼びかける。また、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等が確保できるよう配慮するよう呼びかける。
- ト 県は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底していく。

#### (4) 医療等

- ア 県は、引き続き、帰国者・接触者相談センターによる相談及び帰国者・接触者外来での外来医療の提供を行い、患者が認められた場合には、感染症法第19条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し適切な医療提供を行う。
- イ 県は、患者が増加し、医療体制に支障を来すおそれがある場合に次の対応に切り替えていくことを想定し、医療機関、医師会等関係機関、市町村とも連携しながら必要な体制の構築に努める。
- ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障を来すおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握する。
  - ・ 軽症者等が自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合に、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、感染の更なるまん延防止に十分注意しながら、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。
  - ・ 県は、軽症者を療養するためのホテルなど一時的な宿泊施設を確保し、療養に対応した環境整備を行う。
  - ・ 感染が疑われる患者の受診の増加に対し、帰国者・接触者外来での医療体制に支障をきたすおそれがある場合には、医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、帰国者・接触者外来をさらに増設する。
  - ・ さらに、患者が増加し医療提供体制の限度を超えるおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機

関での外来診療を行うため、必要な体制整備を図る。

ウ 県は、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、次のように医療体制の確保に努める。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関のうち、重症患者を重点的に受け入れる医療機関の指定や感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関の設定など地域の医療機関の役割分担を行う。
- ・ 結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。
- ・ 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等に必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
- ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
- ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の協力について検討する。
- ・ 医療機関に対して協力を要請するとともに、医療機関の機能を維持するために必要な支援策を講じる。
- ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用について検討する。

エ 県は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、国、市町村、関係団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。

- ・ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」を徹底して避けること。
- ・ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること。
- ・ 手洗い・手指消毒を徹底すること。
- ・ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること。
- ・ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと。
- ・ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
- ・ 面会者からの感染を防ぐため、医療機関における面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。高齢者施設等の面会は緊急やむを得ない場合を除き、できる限り制限すること。
- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、入院患者、利用者の外出、外泊

を制限する等の対応を検討すること。

- ・ 入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

オ 県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

カ 県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、優先してPCR検査等を受けさせるようにする。

キ 県は、国と連携しながら、都道府県域を越える場合も含めた広域的な搬送と医療体制を検討する。

ク 県は、聴覚障がい者の手話通訳や外国人向けの医療通訳の整備など、国の制度を活用しながら引き続き強化する。

ケ 県は、市町村等が実施する法令に基づく健康診断や予防接種（乳幼児向け検診、予防接種など）については適切な感染対策の下で実施されるよう助言を行う。

## **(5) 経済・産業・雇用対策**

ア 県は、国の政策に連動しながら、中小・小規模事業者、個人事業主や農林漁業者の方々が継続して事業に取り組めるよう、市町村、経済団体、事業者等と連携して、地域の実情に応じた機動的、必要かつ十分な経済財政対策等を実施する。

- ・ 資金繰り支援については、国の無利子無担保融資制度を周知するとともに、民間金融機関による無利子融資制度を速やかに創設する。
- ・ 事業継続支援については、中小企業から個人事業者まで幅広く対象となる新たな給付金制度について周知していく。
- ・ 雇用調整助成金については、特例措置の更なる拡大と簡素化された手続きの周知を図るとともに、県の中小企業労働相談所等でも丁寧に対応を行っていく。

イ 県は、食料の安定供給に重要な役割を担っている農業者等の生産者に対し、事業継続に向けた対応を周知する。

## **(6) その他**

ア 人権等への配慮

(ア) 県は、患者・感染者や対策に携わった方々、その家族などに対する差別や

偏見、いじめを防止するための必要な取組を行う。

- (イ) 県は、各種対策を実施する場合においては、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分配慮して実施する。
- (ウ) 県は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国と協力して啓発等の必要な取組を実施する。
- (エ) 県は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第59条に基づく措置を講じる。
- (オ) 県は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。
- (カ) 県は、医療スタッフの身体的負担、心理的ストレスを軽減できるよう、きめ細やかなケアを講じる。

#### イ 物資・資材等の供給

県は、マスクや消毒薬など、必要な衛生資材については、引き続き国や企業と連携して確保を図るとともに、医療機関、福祉施設等に必要な配布を行う。

マスクや消毒薬等の物資を確保するため、マスクの転売行為や過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。

#### ウ 関係機関との連携の推進

- (ア) 県は、市町村や関係機関等と双方向の情報共有を強化し、連携しながら対策を推進する。
- (イ) 近隣の県が、緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたっては、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- (ウ) 県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、あらかじめ国と協議する等、迅速に情報共有を行う。
- (エ) 県知事は、次の場合に政府対策本部長にその旨及びその理由を報告する。
  - ・緊急事態宣言後の様々な措置を実施したとき。
  - ・特定市町村長及び指定地方公共機関の長が実施した措置について、報告があったとき。

#### エ 社会機能の維持

- (ア) 県は、国や市町村、関係団体、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関との情報共有を図り、感染拡大時の社会機能の維持のための体制整備を図ると

ともに、緊急事態宣言が出された場合などに備えた対応を検討する。

(イ) 県は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、国等関係機関と連携し警戒警備を実施する。

(ウ) 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取り締まりを徹底する。

オ その他

県は、県内の発生状況や医療資源、経済社会状況等を踏まえ必要に応じて基本方針の変更を行う。

## (別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障がい者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）

- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。